

平成19年分の所得変動が大きかったみなさまにお知らせ

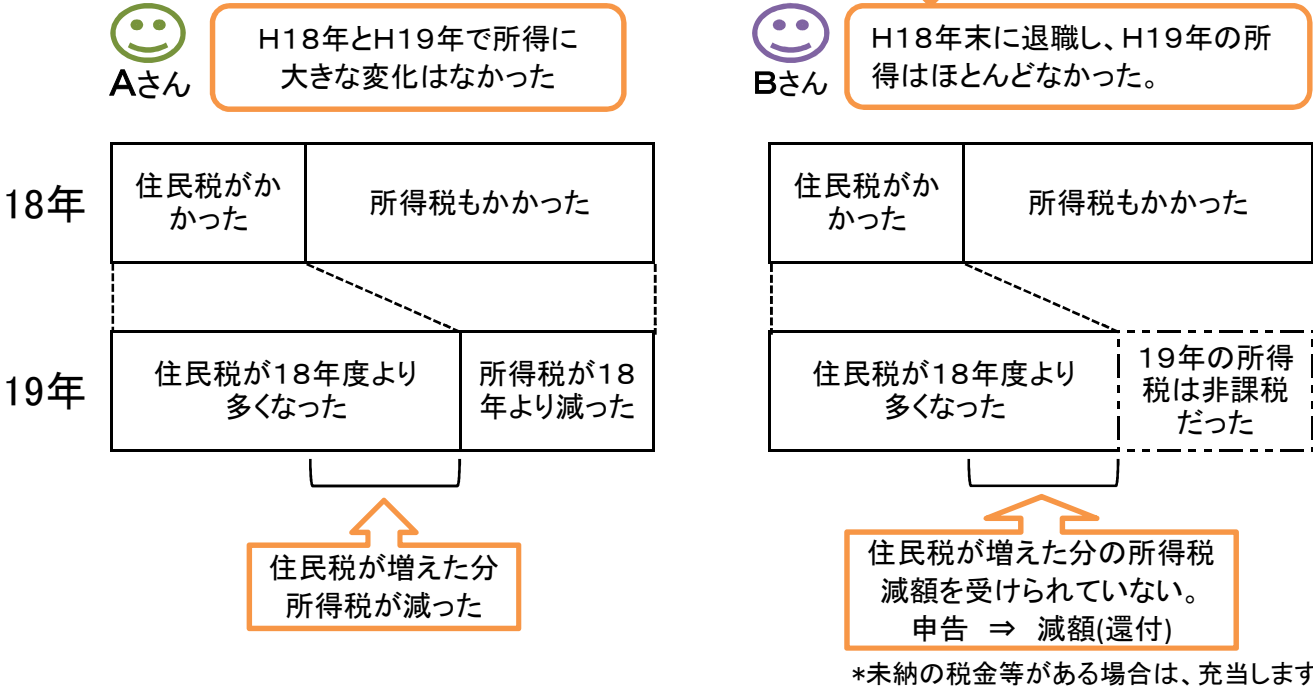
平成19年度に実施された税源移譲により、所得税と住民税(市・府民税)の税率が変更され、多くの方は住民税が上がり、その分所得税が下がることになりました。しかし、平成18年の所得はあったが、平成19年分の所得が退職・失業などにより、所得税が課税されない程度まで減少した方については、住民税の増額のみが生じる場合があります。

そのため、一定の条件を満たす方については、**申告にもとづき**平成19年度分の住民税を改正前の税率による税額まで減額し、すでに納付済みの場合は還付する経過措置が設けられました。

該当される方は、下記申告の方法により申告してください。

*** この所得変動に伴う減額措置は平成19年度の住民税にのみ適用されます ***

*下図では、Bさんが住民税の増額のみ生じる方に該当します。



該当しない方

- ・平成19年中に海外へ転出され、その後国内に居住されていない方
- ・平成19年中に亡くなられた方
- ・寄附金控除額や住宅ローン控除などによって平成19年分の所得税が課税されなくなった方
- ・平成18年分の所得税が分離課税の対象となる所得についてのみ課税されていた方

申告の方法

別添の「市・府民税減額申告書」及び「還付金請求書兼口座振替依頼書」に記入し、市役所へ申告してください。

申告期間

平成20年7月1日から平成20年7月31日

申告場所

平成19年度の住民税が課税された市役所税務課

申告後は

改正前の税率で再計算 ➡ 減額(還付)通知 ➡ 通知後指定口座に還付

〒郵送申請は

郵送による提出もお受けしております。期日に余裕をもって送付してください。また、控えの返送をご希望の方は、返信用の封筒(宛名記入、80円切手を貼付)を同封してください。

〒562-0003
箕面市西小路4丁目6-1
箕面市 総務部 税務課 市民税グループ
電話番号 072-723-2121(代表)
内線3364~3366